

資料7

# 齊藤委員 資料

第4回 今後の看護教員のあり方に関する検討会  
平成21年9月3日(木)

# 看護教員の継続教育 —都立看護専門学校取り組み—

東京都立荏原看護専門学校  
齊藤 茂子

1

## 都立看護専門学校教員概要

- ◎ 3年課程の看護師養成所として7校
- ◎ 学生養成規模 1校1学年80名総240名
- ◎ 1校18名の教員定数×7校=126名  
(うち新人3名未受講者)
- ◎ 新人教員以外は全員教員養成講座修了者
- ◎ 全員指導要領専任教員アの該当者  
(臨床経験5年)
- ◎ 幹部教員養成課程修了者14名 (教務係長は全員修了者)

2

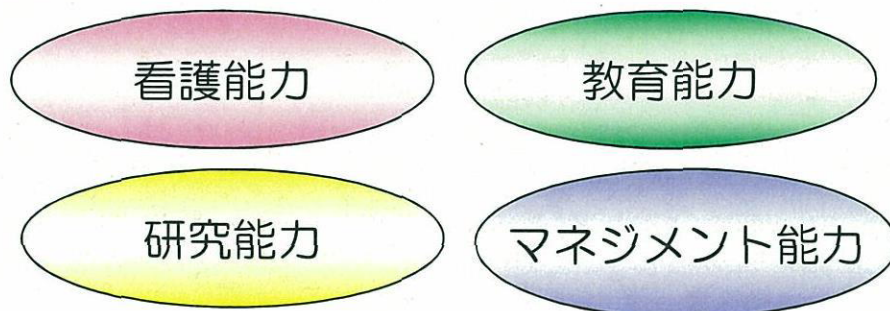
# 都立看護学教員の質の向上の取り組み

1. 都立看護学の教員研修
  - 1) 研修の体系化 (表1)
  - 2) キャリア別達成目標の設定 (表2)
2. 専門領域認定制度の設置
3. 自己点検・評価の実施 (学校運営・授業)
4. 人事考課制度における自己申告の活用  
(組織目標・職務目標及び評価の自己申告)
5. 業務分担と組織支援
  - 1) 授業分担と組織支援
  - 2) 能力開発学会参加促進・教育実習生指導など
6. 新人教員への支援ープリセプターシップ・新人教員研修
7. 養成所看護教員の継続教育の課題

3

## 1. 都立看護学の教員研修

- ◎ 教員に必要な4つの能力



- ◎ 4つの能力を伸ばす研修の体系化 (表1)
- ◎ 専任教員のキャリア別達成目標の設定 (表2)
- ◎ 教員は年度当初に研修計画をたて結果を自己評価・報告

4



## －研修成果の一部紹介－

# 授業能力の向上－授業研究

- ◎ 学校を越えた各看護学領域での横断的取組みにより、専任教員個々の教育能力の向上を目的に平成15年より設置。
- ◎ 研修期間月1回幹事校に専門領域の教員が集合し運営。
- ◎ 成果：公開授業による授業研究や、教材研究、看護診断や、形態機能学導入時等の教案作成など都立7校のスケールメリットを生かし、授業に反映させている。

### 平成21年度都立看護学授業研究会幹事校

領域	基礎看護学	在宅看護論	成人看護学	老年看護学	小児看護学	形態機能学	災害看護
学校	板橋	広尾	荏原	南多摩	北多摩	府中	青梅

5

## －研修成果の一部紹介－

# 看護実践能力の向上－臨床研修

- ◎ 最新の診療の補助技術や日常生活の援助技術などの実践を通して教員の看護実践能力を高め、その経験を看護教育に活用することを目的とし、平成15年より設置。
- ◎ 研修期間（下記のいずれかを5年に1回悉皆研修）
  1. 長期臨床研修（3ヶ月）
  2. 短期臨床研修（8～12日）
- ◎ 研修実績（2003年～2008年）  
長期臨床研修28名（延べ）短期臨床研修142名（延べ）
- ◎ 成果：看護診断の実際、術前術後の看護、終末期看護、諸検査の介助等が経験でき、自分の臨床能力の確認や、実習指導のポイントの理解、スタッフとのコミュニケーションがとれるなどの成果をあげている（研修生の報告書より）

6



## 2. 専門領域認定制度

1. 教員の専門性を高め看護教育の質の向上を図るため平成16年設置
2. 認定者84名（H20表1参照）
3. 認定基準
  - 専門領域論文2本以上
  - 教育経験年数3年以上
  - 臨床経験年数3年以上
  - 関連学会に一箇所以上所属
4. 認定後は人事異動・担当科目・学会派遣などへの考慮

### 専門領域認定者

基礎看護学	19
成人看護学	22
在宅看護論	1
老年看護学	9
母性看護学	13
小児看護学	16
精神看護学	4

7

## 教員研修受講状況 \*教育技法研修Ⅱ：今年度は形態機能学2H

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新人教員A	新人教員研修1			新人教員研修2	教育技法研修Ⅱ*			新人教員研修3				新人教員研修4
	プリセプターによる指導（1年間授業案・実習指導・学生指導・学校行事など）											
	講義	模擬講義	本講義	→ 7コマ		試験問題作成	試験	本講義	→ 11コマ			
実習指導	1クール目はプリセプターについて 2クール目から一人立ち →											
中堅B		授業研究			最新医療事情研修	教育技法Ⅱ*						10日
中堅C					教育技法Ⅱ*	短期臨床研修	8日間					8

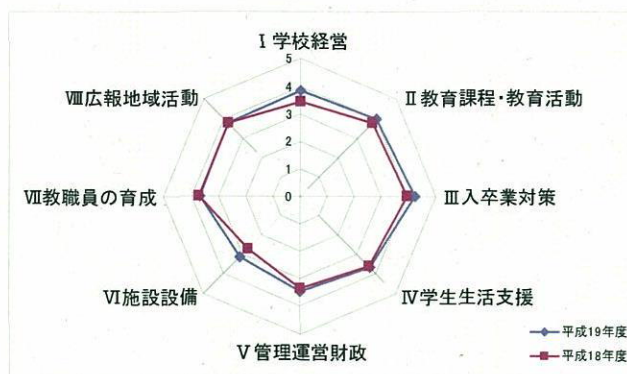


### 3. 教育の自己点検・自己評価の実施

#### 1. 学校運営評価

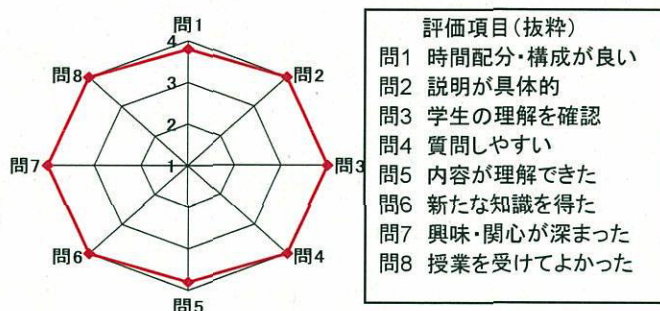
(H15年より)

学校運営の評価を全教員が行い、管理職からの結果及び改善策のフィードバックにより学校運営への参画意識が高まっている



#### 2. 授業評価 (H15年より)

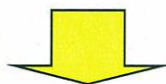
学生による授業評価、教員からの結果のフィードバック、教員の自己評価によって授業の質が向上している



9

### 4. 人事考課制度における自己申告の活用

- 人事考課は職員一人ひとりの能力を最大限に生かすことを目的に東京都全体で実施
- 毎年、管理職による**組織目標**の提示により学校のめざすところを共有  
(教育活動・学習支援・就職支援・施設設備の整備など)



- 組織目標を受け、**教員個々の職務目標**の設定と達成度合いの自己採点を行い、学校管理者と教員との自己申告面接により共通理解を深めている

10



## 5. 業務分担と組織支援

養成所の教員は実習指導と講義の二つの授業を常に抱え、さらに会議や授業準備・採点など過密スケジュールが常態化している。学校業務全体の調整によりオーバーワークを防ぎ教員の能力を最大限引き出す必要がある。

- 1) 授業分担（講義・実習）と組織支援
  - ①適正な授業分担（専門性・経験・時間数など）
  - ②担当職務が円滑に行えるよう環境整備  
例：形態機能学の導入・担当者への支援  
→実施機関への研修・学習会への参加・業務の調整
- 2) 新たな知見の獲得・研鑽に学会参加等への支援
- 3) 教育実習生受入れ時の業務調整－教員の成長促進
- 4) 会議の有効活用（教務会・授業案検討会など）
  - ①情報の共有化は問題解決モラールアップに有効
  - ②養成所における全員での会議はOJTになり得る。
  - ③職位・専門性に捉われず誰もが発言できる土壌作り

11

## 6. 新人教員への支援

新人教員が、教育活動で戸惑うのは、看護実践者から看護教育者として役割が変化することにある。

講義・実習は、十分な教材解釈や、教育内容の精選を踏まえ、学生個々の思考が育まれるよう教育技法を駆使することが求められる。特に実習指導においては、技術指導や臨床側との調整・実習評価などをどのようにしていくのか、戸惑うことが多い。

講義・実習・学生指導などの複合的な業務が同時進行する養成所の新人教員には、意図的な組織支援を行い、力量形成できるような働きかけが必要と考え、都立看護学では以下のように新人支援を行っている

- 1) プリセプターの配置による役割意向への支援  
(授業案・実習指導・学生指導・学校行事などへの指導)
- 2) 業務の調整（実習指導・講義時間・時期など）
- 3) 新人教員研修：年3～4回程度の集合研修

12



## 7. 養成所看護教員の継続教育の課題

1. 教員数の充足が大前提！ 指導要領は最低の数でありこの充足が急務。学生に十分な教育ができるよう教員数の検討を（教員養成受講済みの）
2. 新人教員への支援強化のしくみづくり（プリセプターシップ、業務分担の配慮など）・・・それにつけても教員数が必要
3. 教員の実践力・人材確保のために臨床と学校の連携強化のしくみづくり（臨床研修の受入れ、人事交流など）
4. 1校で教員の継続教育を行うのではなくブロックを設定し、授業研究・学校評価などの共同活動を行える体制作りを
5. 養成所・教員養成講座への経済的支援
  - 1) 教員が本来業務が遂行できるように、図書司書・教務事務・カウンセラーなどの配置への支援
  - 2) 教員養成研修に出した施設への代替制度（幹部養成・産休・育児休暇など非常勤採用等）
  - 3) 学会参加費・研究費などの研鑽の機会への支援
  - 4) 教員養成研修機関への経済的支援



表 1

都立看護専門学校職場研修体系図

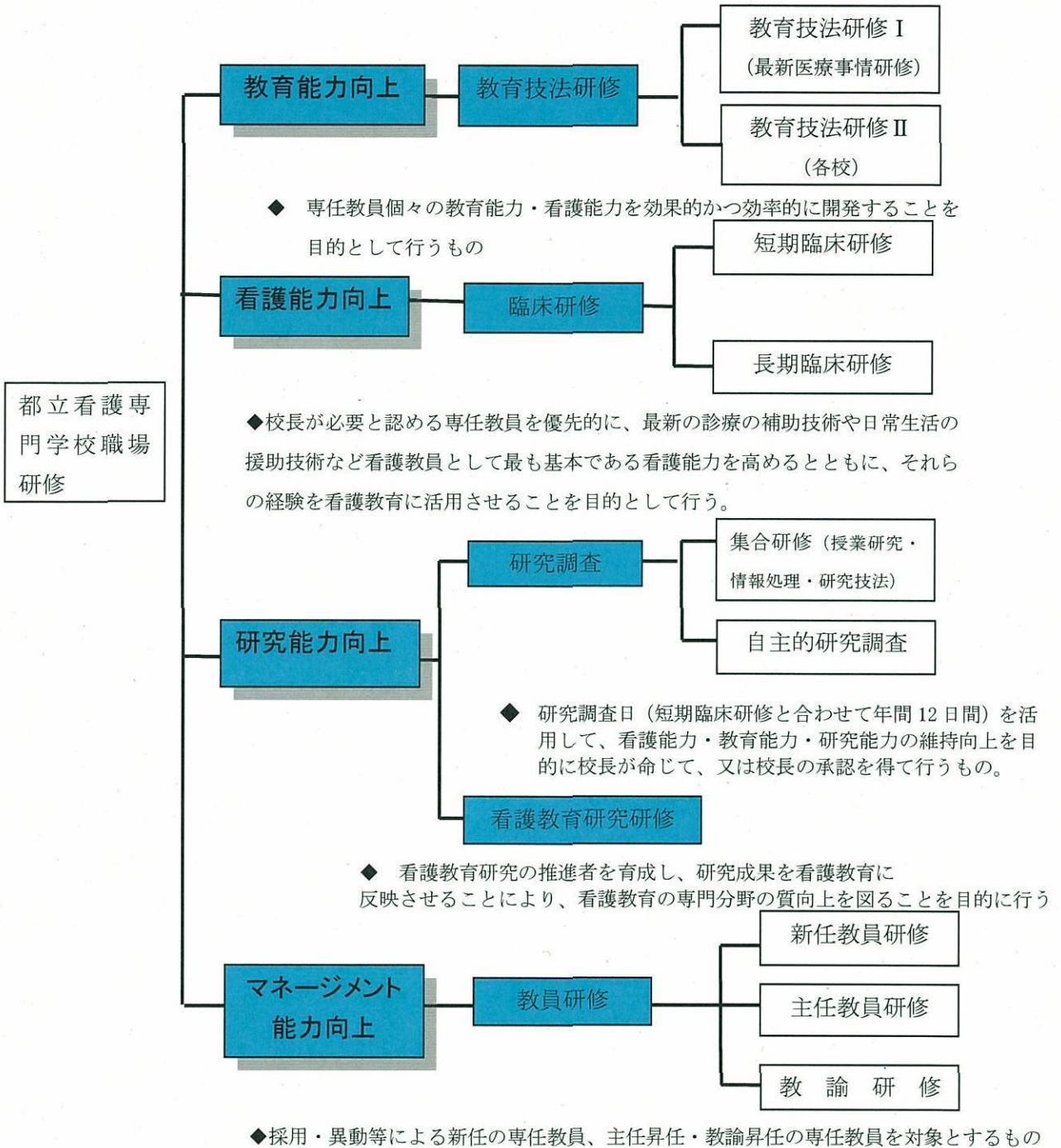


表2 専任教員のキャリア別達成目標

項目	1~2年 新人教員	3~5年 一人前教員	6~10年 中堅教員	11年以上 熟達教員	研修	
目標達成	看護教員として基礎的な実務能力を養う	積極的に研鑽に励み看護教員としての実務能力の向上に努める	看護教員としての専門性を高め、リーダーシップを発揮し、後輩教員の指導ができる	学校運営に必要な知識を用いて、看護教育における諸問題を解決できる	研修	
教育能力	教育課程	1. 看護並びに教育情報に関心をもち必要な情報を収集整理できる 2. 教育課程編成のための諸条件(法的、人的、物的等)を理解し、活用できる 3. 授業環境(講師・実習施設・教材など)の整備ができる 4. 保助看法、養成所指定規則と教育課程との関係について理解できる	1. 社会の情勢と専門領域の情報を積極的に収集し、授業に役立てることができる 2. 学生の学習状況・授業に係わる諸問題を分析し、創意のある授業の設計と展開ができる 3. 学生の自発的な学習力を刺激し、看護への動機を高められる 4. 指導効果を客観的な方法で測定し、自己の授業を分析的に評価できる 5. 実習指導者との調整を円滑にでき、協力体制を整えられる	1. 社会の情勢と看護教育の動向について展望でき、保助看法、養成所指定規則に基づいた教育課程の編成ができる 2. 教育目的・目標にそった教育課程の管理運営及び評価ができる 3. 現行の教育課程の問題点を認識し、改善のための方策を提案できる 4. スタッフに対して適切な指導、助言ができる 5. 学生の卒業時の到達目標を明示し、到達状況を分析できる	教育技法研修	
	授業設計・実施	1. 教材観・学習者観・指導観のもとに授業設計ができる 2. 授業評価を実施し授業の改善につなげられる 3. 実習の目標を理解し、指導要綱等にそって実習指導ができる 4. 実習指導者と教員の役割を理解し協力できる	1. 授業設計の基本をふまえて意図的な計画ができる 2. 学習者のニーズを理解し、授業内容や授業方法の工夫ができる 3. 授業効果を評価し、授業の改善方法を見いだせる 4. 学生の自発的な学習力を刺激し、看護への動機を高められる 5. 実習施設の実態を把握し、実習目標に到達できるよう個別的な指導ができる 6. 実習指導者と教員の役割を明確にし、協力体制を整えられる	1. 社会の情勢と専門領域の情報を積極的に収集し、授業に役立てることができる 2. 学生の学習状況・授業に係わる諸問題を分析し、創意のある授業の設計と展開ができる 3. 学生の自発的な学習力を刺激し、看護への動機を高められる 4. 指導効果を客観的な方法で測定し、自己の授業を分析的に評価できる 5. 実習指導者との調整を円滑にでき、協力体制を整えられる	1. 学生集団の学習状況を的確に判断し、効率的・効果的な授業を展開でき、スタッフに指導できる 2. 学生の自発的な学習力を刺激し、看護への動機付けを高めるとともに指導方法をスタッフに指導できる 3. 授業評価の活用についてスタッフに指導・助言ができる 4. 実習目標が達成できるよう、実習施設との連絡調整が円滑にできる 5. 実習指導について教員の相談・助言ができる 6. 実習目標に沿った適切な実習施設の選択・実習計画・職員配置が提案できる	教育技法研修
	学生指導	学生の不安・悩みに気づき、受容的態度で聴ける。	1. 学生の不安・悩みに気づき、受容的態度で聴ける。 2. 問題を持つ学生に個別に対応し、解決策を示すことができる。	1. 学生の不安・悩みに気づき、受容的態度で聴ける。 2. 問題を持つ学生に個別に対応し、解決策を示すことができる。 3. 学生指導について後輩教員への相談・助言ができる。	1. 適切な学生指導ができるように、スタッフを指導できる。 2. 問題を抱える学生に対し、迅速・適切に対応ができる。 3. 学生集団の傾向を的確に判断し、適切な人、資源、方法を活用して問題解決を方向付けることができる。 4. 適切な学生指導態勢を作り、学びやすい学校環境をつくることのできる。	教育技法研修
看護	対象に必要な看護を提供できる。				臨床研修	
研究能力	1. 専門分野の最新情報を収集し、教育に活用できる。 2. グループ研究等に参加し、論文作成に寄与できる。	1. 専門分野の研究論文を批判的に読むことができる。 2. グループ研究等に参加し、論文作成に寄与できる。	1. 日々の教育活動の中に課題を見出し、研究に取り組める。 2. 学会等において専門領域の発表実績がもてる。	1. 研究活動のリーダーとして指導力を発揮できる。 2. 看護学の各分野の知識を総合的に有し、教員の研究活動へのアドバイス、コーディネートができる。 3. 自己の専門分野に精通し、常に最新情報を活用し、研究者として一定の認知を受けている。 4. 学会に所属し、常に専門分野の看護研究に取り組むことができる。	研究調査・看護教育研究研修	
学校運営(マネジメント能力)	1. 学校運営の一員としての責任を自覚し、服務規律を遵守できる。 2. 保助看法、養成所指定規則における養成所の位置づけを理解できる。 3. 組織目標を理解し職責を果たすことができる。	1. 学校運営の一員としての責任を自覚し、含む起立を遵守できる。 2. 保助看法、養成所指定規則における養成所の位置づけを理解できる。 3. 組織目標を理解し職責を果たすことができる。 4. 学校運営(予算・人事・組織)のルールを理解できる 5. 組織の一員として関係職員と協力し、自発的に良好な人間関係を維持できる	1. 組織目標の達成に向けて、率先して行動しリーダーシップが発揮できる。 2. 保助看法、養成所指定規則に基づいた学校運営ができる。 3. 学校運営に主体的に参画できる。 4. 組織の一員として関係職員と協力し、自発的に良好な人間関係を調整できる。	1. 保助看法、養成所指定規則に基づいた効率的・効果的な学校運営にむけて展望を持ち、スタッフを指導できる 2. 組織目標の達成に向けて、内外の関係者と折衝・調整が良好にできる。 3. 教職員を適切に指導し、能力育成を図ることができる。 4. 突発的な事態に対し危機管理能力を発揮し、冷静な判断と適切な対応ができる。	教員研修	